

## 第9回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和3年3月5日（金）午後1時30分から
- 2 総会の場所 南箕輪村民センター 大会議室
- 3 議 事  
議案第1号 農地審議 農地法第3条関係について  
所有権移転  
議案第2号 農地審議 農地法第5条関係について  
農業委員会許可処理案件  
議案第3号 農地審議 農地法第3条公売農地の  
買受適格証明願承認について  
議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
利用権設定各筆明細について  
議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項 ①農地貸付け売渡し希望について  
②農地借受け希望について
- 5 その他 ①農政情報について  
・農業委員会法改正5年後調査の結果について  
・種苗法改正に係る種苗への表示義務について  
②当面の日程について  
③その他

## 6 出席農業委員（11人）

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

## 7 欠席委員

--	--	--	--

## 8 議事録署名委員

有賀晴彦	伊藤良夫
------	------

## 9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	渡邊健寛	唐澤茂
------	------	------	-----

## 10 出席事務局職員

事務局長	出羽澤平治	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>先ほどは研修会、大変お疲れ様でした。本日の出席者でございますけれども農業委員、農地利用最適化推進委員とそれぞれ全員の出席を頂いております。会議規則第6条の規定によりまして、この総会は成立をしておりますので、ただ今から第9回農業委員会総会を開会致します。</p>
高木会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、有賀晴彦委員と伊藤良夫委員を指名します。</p>
事務局 議長 委員一同 議長 委員一同 議長	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告。</p> <p>4件43筆</p> <p>番号2-37から番号2-40につきましてご質問等、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>特にない様ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p> <p>届出でございますので、受理と致します。</p>
事務局 議長 委員一同 議長 委員一同 議長	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告。</p> <p>7件16筆</p> <p>番号2-43から番号2-49につきましてご質問等、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>特にない様ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p> <p>報告事項②について、7件全て受理と致します。</p>
事務局 議長 委員一同	<p>③認定電気通信事業者による有線電気通信のための施設への転用の届出について報告。</p> <p>2件</p> <p>携帯電話のアンテナを建てるという事の様でございます。特に同意だけで良いという事になっているそうですので、番号1と番号2につきましてご質問等、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p>

議長 委員一同 議長	<p>特にないようですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p> <p>報告事項③についても受理と致します。</p> <p>報告事項は以上で終わります。</p>
議長 事務局	<p>2 議事</p> <p>議案第1号 農地審議 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。</p> <p>朗読 上程</p> <p>番号2-14、番号2-15、番号2-16 は議案書と意見書にありますとおり、農地法第3条の許可要件の全てを満たしております。</p>
議長 唐澤茂委員	<p>担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p> <p>番号2-14につきまして、唐澤茂委員の説明を求めます。</p> <p>地図は会議資料の11ページになります。直接譲渡人から聞いた話ではなく、その許可申請の手続きを代行した行政書士の方から聞いた事なのですが、譲受人の■■■■は非農家という事で、後程、議案第4号の方に載ってきますけれども、利用権設定をし、耕作面積の30aをクリアしているという事でございます。非農家という事ですが■■■■の実家は農家という事がありますので、機械はその実家から借りて農業を営んでいくという事を聞いています。それから譲渡人の■■■■は、この土地の売却を不動産会社に依頼したという様であります。それで譲受人の■■■■がここで農業をする事になったと聞いております。</p>
議長 唐木義秋委員	<p>番号2-14につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p> <p>あえて家庭菜園と書いてありますけれども1,500㎡も家庭菜園にするには大変かなあと思いますけれども、何か理由があるのでしょうか。</p>
議長 唐澤茂委員	<p>はい、分かりますか。</p> <p>特には聞いておりませんが、トラクターなど■■■■の実家から借り、他の機械は自分で買ってやるそうです。この土地全部を使うという事ではないと思います。現場に行ってみますとここは木が植わっていたり、草の生えている面積がそこそこありますので、本当に家庭菜園をやると思います。</p>
議長 委員一同 議長	<p>他に番号2-14につきまして何かございますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>特にない様でございますので、番号2-14につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議長	<p>(異議なし)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号2-14につきましては「許可相当」とします。</p>
議長	<p>番号2-15につきまして、酒井文代委員の説明を求めます。</p>

酒井文代委員

地図は会議資料の12ページになります。■■■■の上の赤で囲ってある田んぼになります。その2枚を譲渡人の■■■■不動産さんを通して売りに出していました。譲受人の■■■■は、元々自然農法を非常にやりたいという事で、私も会ったのですがなかなか意欲的な■■■■です。■■■■でそちらの方で農業を手伝ってやっているという事です。実際の住所は■■■■なので、ゆくゆくはこちらで空き家バンクを利用して、出来れば都会の人を癒す様なヒーリングの様な仕事をしたいというような事をおっしゃっていました。アロマテラピーとかオイルマッサージとかそういう方面と繋げてやっていきたいようです。■■■■も今後は■■■■には行かず一緒に農業をやりたいという事で、また■■■■は、今は■■■■に通っていて、その子も一緒にやりたいという事です。応援をしていきたいと思っています。

議長  
酒井文代委員

出来ればここを横並びに2枚並べて借りられれば良いですね。  
ここの下の農地も売りに出されそうなので、いずれ出たらそこもどうかとは言っておきました。非常に意欲的な方です。

議長

地元の酒井委員さんのお墨付きを頂きました。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員一同

(特になし)

議長

特にない様でございますので、番号2-15につきまして可としてよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

番号2-15につきましては「許可相当」とします。

議長  
渡邊健寛委員

番号2-16につきまして、渡邊健寛委員の説明を求めます。

地図は会議資料の13ページになります。■■■■の少し東側になるのですが、■■■■という会社の裏手側の所になります。現況は畑になっています。譲渡人の■■■■この農地を譲り渡したい理由は、相続でここの農地を取得しましたが、現在ある農地を耕作するので手いっぱいなので売却をしたいという事です。譲受人の■■■■という事で■■■■の方になります。譲り受けたい理由は、こちらの畑の土壌の状態が良く根菜類の栽培に適しているのでゴボウ、長芋などを作りたいというお話です。■■■■は、1ヘクタール近い耕作面積を持ってらっしゃいます。また農業経験も40年位あるという事です。特に問題はないと思います。

議長  
渡邊健寛委員  
唐澤喜廣委員

譲受人の■■■■の圃場は、南箕輪ではここだけですか。

基本的には■■■■の圃場ばかりだと思います。

■■■■からでは遠いですよね。■■■■圃場は、どこら辺にあるのか分かりますか。

<p>渡邊健寛委員 唐澤喜廣委員</p>	<p>所有している農地は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>の方です。 南箕輪村ではここだけの1枚という事で、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>からここまで来て耕作をやるのでしょうか。</p>
<p>渡邊健寛委員 議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>とにかくここは土が良いので、根菜類を作りたいという事です。 皆さん他にご意見、ご質問等はありませんか。 (特になし) 番号2-16につきまして可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号2-16につきましては「許可相当」とします。 以上で議案第1号は終わります。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>議案第2号 農地審議 農地法第5条関係（農業委員会許可処理案件）についてを議題とします。 朗読 上程 番号1から番号5は議案書と意見書にありますとおり、農地法第5条の許可案件の全てを満たしております。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 番号1につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、北爪秀夫委員は議事に参与する事ができません。 番号1につきまして、唐澤喜廣委員の説明を求めます。</p>
<p>唐澤喜廣委員</p>	<p>地図は会議資料の14ページでございまして、この農地は農振除外申請がされ許可がおりた場所です、この地図の<span style="background-color: black; color: black;">          </span>のお宅の西側に<span style="background-color: black; color: black;">          </span> <span style="background-color: black; color: black;">          </span>が、家を建てるという事です。上水道につきましては、母屋である<span style="background-color: black; color: black;">          </span>の家から引き、下水道については、公共の下水道に繋げ、雨水については宅地内へ浸透させるという事です。問題はないだろうと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>農振除外申請の時に既に審議をしてありますので、特に問題はないと思えますという説明でございました。皆さん番号1につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(特になし) ございませんか。この農地区分は、第1種農地になっております。従って地域の農業振興施設や集落接続に該当し、住宅を建てるという事です。第1種農地でありますので、この案件は挙手による賛否をとりたく思います可とされる方、挙手をお願い致します。</p>
<p>農業委員 議 長</p>	<p>(許可挙手 9名 全員) はい、全員が許可という事でよろしいですね。番号1につきましては「許可相当」とします。</p>

議 長  
征矢昌博委員

番号2につきまして、征矢昌博委員の説明を求めます。  
地図は16ページになります。[ ]で、申請のあった所は以前、[ ]が、建売住宅を建てるという事で転用の許可を得ていた所ですが、今回、譲受人の[ ]がどうしても注文住宅を建てたいという事で、この様な計画変更という事になりました。以前申請がとおった他の区画は、既に建売住宅が建たっております。実際にはほぼ住宅地になっている所で、特に問題はないかと思っています。

議 長  
委員一同  
議 長

番号2につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。  
(特になし)

委員一同  
議 長

特にない様でございますので、番号2につきまして可としてよろしいでしょうか。  
(異議なし)  
「異議なし」と認めます。

番号2につきましては「許可相当」とします。

議 長  
有賀晴彦委員

番号3、番号4、番号5につきましては関連案件になりますので、有賀晴彦委員の同時説明を求めます。

地図は18ページになります。場所としては[ ]の前の所になります。ここは第3種農地で周りのほとんど全部が宅地になっています。現在は[ ]が耕作をしていますが、[ ]の了解は得ているという事です。申請地の周りについても問題はないと思います。ここは第3種農地で譲渡人の[ ]も年をとってきているという事もありますので、やむを得ないかと思えます。譲受人の[ ]の方で、[ ]です。近くで家を建てたいという事で計画をしている様です。[ ]の方は、今借りている所を都合によって立ち退かなくてははいけないという事で、その砂利置き場などをこちらに移転したいという事で申請があがっております。それから番号4については、宅地分譲をして住宅用地にしたいという事であり、特に問題はないかと思えます。

議 長  
委員一同  
議 長

番号3、番号4、番号5につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。

(特になし)

委員一同  
議 長

特にない様でございますけれども、ここは第3種農地ですので良いのではないかと思います。番号3、番号4、番号5につきまして可としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

番号3、番号4、番号5につきましては「許可相当」とします。

	<p>以上で議案第2号は終わります。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による公売農地の買受適格証明願承認についてを議題とします。</p>
事務局	<p>朗読 上程 1件1筆</p>
議長	<p>公売農地という事ですが皆さま分かりますか。初めての委員さんの方が多いでしょうか。公売農地という事ですので、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>公売農地の買受適格証明の関係です。これは公売にかかった物件になります。[ ]が売却をかけていきますけれども、その際農地を持てる資格がない人が取得をしない様に、札を入れる人は事前に農業委員会から農地を持てる資格のある人ですよという証明を取ってもらう事になります。その証明がこの買受適格証明書になります。</p>
議長	<p>適格証明を出すという事で、その可否をとるという事でございます。地元委員である酒井委員、補足説明はございますか。</p>
酒井文代委員	<p>はい、先ほどの第3条関係の所で申請のあった[ ]です。是非よろしくお願い致します。今回の申請地と第3条関係の農地は道を挟んで向かい合っています。</p>
議長	<p>以上のご様子でございます。番号2-1につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
唐木義秋委員	<p>この適格かどうかという条件は、耕作面積というところだけなのですか。3反歩以上持っていれば農地を取得する権利があり、適格ですという事で良いですか。</p>
事務局長	<p>一番明確な基準は、農地の耕作面積です。その他には耕作意欲や、耕作が出来るかどうかを併せて審議をして頂くという事になります。以上です。</p>
唐澤義秋委員	<p>そうしますと農業機械を持っているだとか、そういう事をここで明確に示さなくてはいけないという事ですよ。</p>
酒井文代委員	<p>説明不足でしたが、申請者の[ ]は、ご実家から農機具を借りられるという事でトラクターとバインダーと脱穀機があるという事なので、そのへんは承知をしております。</p>
唐木義秋委員	<p>分かりました。では耕作面積は規定を満たしており、それからご実家からは農機具が借りられます。それから意欲もありますという事で三つ揃ってオッケーという事ですね。</p>
議長	<p>はい、貴重なご意見が出て参りました。他にどうですか。ご意見、ご質問等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>特になし様でございますので、番号2-1につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>



委員一同 議 長	(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号2-1につきましては「決定」する事とします。 以上で議案第3号は終わります。
議 長 事務局	議案第4号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題にします。 朗読 上程 23件43筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
議 長 委員一同 議 長	番号2-293につきまして何かご質問等ございますか。 (特になし) 特にない様でございますので、番号2-293につきまして可としてよろしいですか。
委員一同 議 長	(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号2-293につきまして「決定」する事とします。 番号2-294につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、征矢昌博委員は議事に参与する事ができません。 この案件につきまして、何かご質問等ございますか。
委員一同 議 長 委員一同 議 長	(特になし) 特にない様ですので、番号2-294につきましていかがですか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号2-294につきまして「決定」する事とします。 番号2-295から番号2-315につきまして、何かご質問等ございますか。
委員一同 議 長	(特になし) 番号2-301ですがここは水田で10a当たり10,000円という事ですが、これは全部で10,000円という事なのですか。
唐澤喜廣委員 議 長	ここは10a当たり10,000円という事ではないですか。 そうでしたら全部で19,000円位になりますね。まあ本人同士が良いと言うのなら仕方がないですが、ちょっと値段が高いと思いました。はい、他に ご意見、ご質問等ありますでしょうか。
委員一同 議 長	(特になし) 特にない様でございますので、番号2-295から番号2-315につきまして可としてよろしいですか。
議 長	(異議なし) 「異議なし」と認めます。

	<p>番号2-295から番号2-315につきましては「決定」する事とします。          以上で議案第4号は終わります。</p>
議 長	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題にします。</p>
事務局	<p>朗読 上程          2件5筆          以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。</p>
議 長	<p>番号2-316、番号2-317につきましては、共に令和3年2月19日にあつせんが終わっております。</p>
唐澤喜廣委員	<p>番号2-316につきまして担当委員の唐澤喜廣委員、何か補足説明はありますでしょうか。</p>
議 長	<p>補足をする事は特にございませぬ。</p>
委員一同	<p>番号2-316につきまして何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。</p>
議 長	<p>(特になし)</p>
委員一同	<p>特にない様でございますので、番号2-316につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p>
	<p>「異議なし」と認めます。</p>
	<p>番号2-316につきましては「決定」する事とします。</p>
高木繁雄委員	<p>番号2-317につきましては私が担当であります、特に補足説明等のございませぬ。</p>
議 長	<p>番号2-317につきまして何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>特にない様でございますので、番号2-317につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p>
	<p>番号2-317につきましては「決定」する事とします。</p>
	<p>以上で議案第5号は終わります。</p>
	<p>議案審議は全て終了します。</p>
	<p>3 協議事項</p>
	<p>①農地貸付け売渡し希望について</p>
	<p>2件9筆</p>
事務局	<p>・農地売渡し希望申出書について説明をする。(会議資料P23～P35)</p>
議 長	<p>・補足説明をする。</p>

<p>事務局 議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元委員を中心にそれぞれの農地の状況を把握してもらって、全委員協力をして探す事とする。</li> </ul> <p>4件 12筆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地貸付希望申出書について説明をする。(会議資料P36～P46)</li> <li>・補足説明をする。</li> <li>・3件目の柿の木は、農業委員会で借りられれば良いですけども買うという事は出来ませんので、沢山ありますがこちらの方も地元委員を中心にそれぞれ農地の状況を把握してもらって、全委員協力をして耕作をしてくれる方を探す事とする。</li> </ul>
<p>事務局 議長</p>	<p>②農地借受け希望について</p> <p>2件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地買受希望申出書、農地借受希望申出書について説明をする。(会議資料P47、P48)</li> <li>・補足説明をする。</li> <li>・それぞれ皆様、心に留めておいて頂き良い所があったら紹介をお願い致します。</li> </ul>
<p>議長</p>	<p>これより10分ほど休憩時間にしたいと思います。</p> <p>(休憩時間)</p>
<p>議長</p>	<p>(3時55分再開)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは時間になりましたので、総会を再開したいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>4 その他</p> <p>①農政情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会法改正5年後調査の結果概要について説明をする。(会議資料P49～P64)</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種苗法改正に係る種苗への表示義務「種苗法改正により登録品種の表示が義務化されます」について説明をする。(会議資料P最終)</li> </ul>
<p>事務局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補足説明をする。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<p>②当面の日程について説明をする。</p>
<p>事務局</p>	<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南箕輪村農業委員会、委員名簿を配布する。(取扱注意)</li> </ul>
<p>議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大芝区の営農型太陽光発電について前総会時に審議した一時転用の許可が県より下りた事を報告する。</li> </ul>

議 長

・事務局長が今年度にて定年退職する事をお知らせする。  
(5月7日、送別会の予定あり)

議 長

以上で議長の職を解かさせていただきます。

閉 会

唐澤会長代理

以上を持ちまして、第9回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。  
(午後4時16分終了)

以上、第9回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和 3 年 3 月 3 日

議 長 高 木 繁 雄



議事録署名委員 有 賀 晴 彦



議事録署名委員 伊 藤 良 夫

